第二十条	法第百七十三条	健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による拠出金（以下「老人保健拠出金」という。）、法第百七十三条
第二十九条、第六十五条第一項第一号及び第六十七条第三項	日雇拠出金	老人保健拠出金、日雇拠出金

附則第二十条中「平成二十三年度まで」を「平成二十四年度まで」に改め、同条の表第十九条第一項の項下欄中「附則第七条」を「附則第七条第一項」に、「同項」を「法第七十三条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　平成二十五年度及び平成二十六年度において、国民健康保険法施行令第十九条、第二十条及び第二十九条の八の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十九条第一項	及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）	、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。以下この項において「平成二十年四月改正前老健法」という。）の規定による拠出金（以下この項及び次条において「老人保健拠出金」という。）
	合算額から当該年度における法	合算額から当該年度における健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号。以下「改正令」という。）附則第七条第二項の規定により読み替えられた法
	総額から当該年度における	総額から当該年度における改正令附則第七条第二項の規定により読み替えられた
	及び後期高齢者支援金等	、後期高齢者支援金等及び老人保健拠出金
	合算額から当該年度における同項	合算額から当該年度における改正令附則第七条第二項の規定により読み替えられた法第七十三条第一項
	及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（第二十九条の七第二項及び第三項において「後期高齢者支援金」という。）	、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金、第二十九条の七第二項及び第三項において「後期高齢者支援金」という。）及び平成二十年四月改正前老健法の規定による医療費拠出金

第十九条第二項	高齢者医療確保法	健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。以下この項において「平成二十年四月改正前老健法」という。）
	後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等	拠出金（以下この項及び次条において「老人保健拠出金
	及び後期高齢者支援金等	及び老人保健拠出金
	、後期高齢者支援金等	、老人保健拠出金
第二十条第三項	及び後期高齢者支援金等	、後期高齢者支援金等及び老人保健拠出金
	法第七十三条第一項	改正令附則第七条第二項の規定により読み替えられた法第七十三条第一項
第二十条第四項	及び後期高齢者支援金等	、後期高齢者支援金等及び老人保健拠出金
第二十条第五項	後期高齢者支援金等	老人保健拠出金
第二十九条の八	法第七十六条第一項	改正令附則第七条第二項の規定により読み替えられた法第七十六条第一項

附則第二十一条中「平成二十三年度まで」を「平成二十四年度まで」に改め、「除く」の下に「。次項において同じ」を加え、同条の表下欄中「附則第八条」を「附則第八条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　平成二十五年度及び平成二十六年度において、市町村について、国民健康保険法施行令第二十九条の七の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる当該規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十九条の七第一項	法第七十六条第一項	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号。以下「改正令」という。）附則第八条第二項の規定により読み替えられた法第七十六条第一項
第二十九条の七第二項	法第七十六条第一項	改正令附則第八条第二項の規定により読み替えられた法第七十六条第一項
	、前期高齢者納付金等	、前期高齢者納付金等及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による拠出金（以下この号において「老人保健拠出金」という。）